

平成23年8月31日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の遺族厚生年金の増額を求める、ということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、同人の夫A(以下「A」という。)が、急性骨髄性白血病(以下「当該傷病」という。)を原因とする急性肝不全により平成〇年〇月〇日に死亡したとして、同年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣(年金の裁定は平成22年1月1日より、厚生労働大臣が行うこととされた。)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、Aに係る遺族厚生年金を支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、原処分に係る遺族厚生年金は、後記3の審査請求に対する保険者の意見をしんしゃくすると、Aの当該傷病に係る初診日は厚生年金保険の被保険者(以下「厚年被保険者」という。)であった期間にないとして、その額の決定がなされたものと解される。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

その理由は、再審査請求書の「再審査請求の趣旨及び理由」の記載から、そのまま掲記すると、次のとおりである。

・遺族年金について在職中の病気扱いになっておりません。健康保険法の傷病手当は、在職中の病気扱いで支給していただきました。在職中の病気扱いでの遺族年金にさせていただけないで

しょうか

第3 当審査会の判断

1 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者が死亡し、次の各号のいずれかに該当する場合に、その死亡当時、死亡した者によって生計を維持していた配偶者等に支給される。(同法第58条第1項及び第59条第1項)。(第58条第1項)

第1号. 被保険者(中略)が、死亡したとき(これを「第1号要件」といい、以下、これに倣う)。

第2号. 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。

第3号. 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。

第4号. 老齢厚生年金の受給権者又は第42条第2号に該当する者が、死亡したとき。

2 そして、遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)を基礎(以下、これを、便宜「遺族厚年基礎期間」という。)として、法第43条第1項の規定により計算した額の4分の3相当額とされるが、第1号要件、第2号要件及び第3号要件のいずれかに該当する場合に、遺族厚年基礎期間が300月に満たないときは、300月を基礎として計算した額とされている(以下、300月を基礎として計算することを「みなし300月」という。)(厚生年金保険法第60条第1項)。

3 本件の場合、Aに係る厚年資格記録(共通)及び国年資格記録I(共通)、同II(共通)及びa病院・B医師作成の当該傷病に係る「受診状況等証明書」(以下「本件受診証明書」という。)によると、Aが平成〇〇年〇月〇日に厚年被保険者の資格を喪失したこと、同人は厚年期間〇〇月並びに国民年金の保険料納付済期

間〇〇〇月及び保険料免除期間〇〇月を有していたこと、また、2級以上の障害厚生年金の受給権者でないこと、当該傷病に係る初診日が「平成〇年〇月〇日」（以下「本件初診日」という。）であることが認められる。これらの事実からすると、保険者は、Aは第1号要件、第2号要件及び第3号要件のいずれにも該当しないことから、みなし300月とすることなく、第4号要件（厚生年金保険法第42条第2号（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること））に該当するものとして、原処分をしたものと解される。

4 これに対し、請求人は、前記第2の3に記載のとおり主張するところ、その主張は、要するに、Aが第2号要件に該当するものとして、みなし300月とした額を基礎とする遺族厚生年金の支給を求めるといふものと解されるので、その主張を認めることができるかどうかについて検討する。

(1) 本件受診証明書の「傷病名」欄には「急性骨髄性白血病」（以下「本件傷病」という。）、「発病年月日」欄には「平成〇年〇月〇日頃」、「発病から初診までの経過」欄には、「5日以上持続する熱発・咽頭部病・咳・発疹にてH〇年〇月〇日受診 咽頭の発赤強く咽頭炎を疑ったが採血の結果にて血液疾患が疑われ、〇月〇日b病院血液内科へ紹介入院となる」と記載されていることが認められる。

(2) 全国健康保険協会c病院（以下「c病院」という。）作成の「審査のために必要な事項について（回答）」（平成〇年〇月〇日付）によれば、Aに対し、健康保険法第99条の規定による傷病手当金（以下、単に「傷病手当金」という。）が支給されており、本件傷病の療養のため労務不能となった日は「平成〇年〇月〇日」、本件傷病に係る傷病手当金の支給期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までであったことが認められる。

(3) そして、本件初診日が平成〇年〇月〇日であることは上記のとおりであるところ、c病院が上記(2)の傷病手当金に係る労務不能日を本件初診日前である同年〇月〇日と認定したことについては、「健康保険傷病手当金等保険給付審査医師記録票」の「審査結果」欄によれば、「病気の自覚症状などが出来た時、仕事を休む程であればまず病院を受診し治療を優先させるのが原則と考えられるが、この方の場合、会社を閉じる事などの事情があったりしているので、労務不能と認めてもよいのではないか。」と記載されている。

(4) Aに係る有限会社d工業（以下「d工業」という。）作成の給与明細書（平成〇年〇月分、〇月分及び〇月分）及び業務概要記録書面（Aの作業場所を記録した書面。平成〇年〇月分、〇月分及び〇月分）並びにAが傷病手当金請求に当たって作成した平成〇年〇月〇日付陳述書面及びA作成の平成〇年〇月〇日付日常生活・療養状況申立書に、審査請求書に添付された請求人作成の同人の陳述書面及び本件手続の全趣旨を併せると、Aが左官、タイル工として勤務していたd工業は、その代表取締役が同年〇月末に入院したことに伴い、代表取締役からの指示で、d工業を同年〇月〇日を目処として閉鎖することとなったこと、Aは、同年〇月中旬頃から体調が優れず、発熱や咳、咽喉痛等の症状やだるさがあった同月〇日から一日中横になっていることが多かったこと、Aは、同月〇日は風邪ではないかと考え、常備薬を服用して出勤しようとしたが体に力が入らず無理だと分かって一日中自宅で横臥していたこと、同月〇日も欠勤して一日中横臥していたこと、同月〇日は会社閉鎖の目処とされた月末を前にしていたことから、無理して出勤し、e邸建設現場に向向いて業務を処理したこと、同月〇〇日も無理を押しして再チェックのため同現場に向向いて業務

を処理し、午前11時頃に帰宅してすぐに寝たこと、翌〇日(土曜日)は仕事に行けるような状態ではなかったことから、一日中横臥していたこと、翌〇月〇日は、日曜日で病院の休診日であったことから、Aが上記症状を訴えて病院を受診したのは、本件初診日になってしまったこと、以上の事実が認められる。

- 5 そこで、厚生年金保険法第58条第1項第2号所定の「被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年以内を経過する前に死亡したとき」(第2号要件)にいう、「初診日」の意義について検討するに、同法第47条第1項は、障害厚生年金の支給要件として、障害の原因となった疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)の診療を受けた日において被保険者であることなどを定めている。そして、同項は、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師等の診療を受けた日をもって「初診日」という旨規定しているから、第2号要件にいう「初診日」も同義に解するのが相当であり、「被保険者であった間に初診日がある傷病」とは、被保険者である間にその疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病について初めて医師等の診療を受けた日がある傷病をいうものであることは、その文理上明らかである。厚生年金保険法は、発症日ではなく初診日を基準として障害厚生年金の支給要件を定めているのであるが、これは、厚生年金保険事業を管掌する政府において個々の傷病につき発症日を的確に認定するに足る資料を有しないことにかんがみ、医学的見地から裁定機関の認定判断の客観性を担保するとともに、その認定判断が画一的かつ公平なものとなるよう、当該傷病につき医師等の診療を受けた日をもって障害厚生年金の支給に係る規定の適用範囲を画することとした

ものであると解され、このことは、遺族厚生年金に係る第2号要件についても同様に解されるものであり、特に、第2号要件については、「その初診日が被保険者である間にあったか否か」という点及び「死亡したのが初診日から起算して5年を経過する日前であったか否か」という点の二重の要件を充足するかどうかの問題となるのであるから、その認定判断が画一的かつ公平なものである必要があることは一層明らかである(以上の点については、「統合失調症を発症し医師の診断を必要とする状態に至った時点において20歳未満であったことが事後的診断等により医学的に確認できた者と国民年金法第30条の4所定のいわゆる初診日要件」について判示した、最高裁判所平成19年(行ヒ)第8号同20年10月10日第二小法廷判決・集民第229号75頁参照)。請求人の主張は、健康保険法第99条所定の傷病手当金が本件初診日より前の平成〇年〇月〇日からの労務不能を理由として支給されていること及び厚年期間中に医師の診療を受けなかったやむを得ない事情があったことなどを理由として、当該傷病を発症し医師の診療を必要とする状態に至った時点において厚生年金保険の被保険者であったことが、医師の事後的診断等により医学的に確認できた場合については、上記初診日要件を満たすものと解するのが相当であるとする解釈を前提とするものと解されるが、そのような解釈は、前記各条項の文理に反するものであり、また、厚生年金保険法が画一的かつ公平な判断のために当該傷病につき医師等の診療を受けた日をもって保険給付に係る規定の適用範囲を画することとした前記の立法趣旨に照らしても、採用することができない。

- 6 そうすると、Aは、第2号要件に該当するものではないから、みなし300月とすることなく、第4号要件に該当するものとした原処分は適法であり、かつ、妥当であるから、これを取り消すこ

とはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。